

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
寄附金の損金算入額 別表十四の二	39	10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる連結親法人の期末の連結個別資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
交際費等の損金算入額 別表十五の二	40	当連結事業年度終了の日における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である、又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	左記に該当するにもかかわらず、中小連結法人に係る定額控除制度を適用している場合には、交際費等の損金算入限度額が過大となることがあります。
国外関連者に関する 明細書 別表十七(四)	41	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 法法     | 法人税法                   |
| 法令     | 法人税法施行令                |
| 連基通    | 連結納税基本通達               |
| 租特透明化法 | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 |

- 2 平成30年6月29日現在の法令・通達によっています。